

認定有効期間の延長について（案）

1 認定有効期間の延長(国の案)

申請区分等		原則の 認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	
			改正前	改正後
新規申請		6か月	3か月～12か月	3か月～12か月
区分変更申請				
更新 申請	前回要支援 → 今回要支援	12か月	3か月～ <u>24か月</u>	3か月～ <u>36か月</u>
	前回要支援 → 今回要介護			
	前回要介護 → 今回要支援			
	前回要介護 → 今回要介護			

2 対象

- (1) 要介護4・5で、状態が安定しているもの
- (2) その他心身の状態が安定し、長期間にわたって変化しないと認められるもの

3 期待する効果

- (1) 被保険者の申請、調査など手続の負担軽減
- (2) 事務局及び介護認定審査員の事務の負担軽減

4 開始予定日

平成30年10月1日

(当該日以降の介護認定審査会で審査するものから適用)

※本日の会議内容を踏まえた最終案を各委員に提示して意見を求める。

5 その他

認定有効期間の延長を一部実施するなかで判明する課題などに対して適切に対応するため、当面の間、各委員からの意見を聴取しながら見直しを図るほか、必要に応じて介護認定審査会連絡会議を実施する。